

山梨県観光文化・スポーツ部
観光政策グループ
令和7年12月吉日

山梨県収入証紙廃止のお知らせ(旅行業者の皆様へ)

平素より、旅行業の推進につきましては、格別のご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。今般、山梨県では、「山梨県収入証紙条例を廃止する等の条例」が令和7年3月28日に公布され、令和8年1月1日から施行されます。これに伴い、山梨県収入証紙は廃止されます。

1. 証紙の取扱いについて

○売りさばき終了:令和7年12月末日で販売終了

○経過措置:

・令和8年1月1日～令和8年3月31日まで、従来どおり証紙での納付が可能

※証紙と他の納付方法の併用不可

(例:手数料17,000円のうち10,000円を証紙、7,000円をPOSレジで支払うことはできません)

・令和8年4月1日以降は証紙での納付不可

○未使用証紙の還付:令和12年12月27日まで対応(還付手数料控除あり)

2. 証紙廃止後の手数料納付方法

○令和8年1月1日以降は、以下の方法で納付できます。

①POSレジでの納付

・県内21箇所で現金・キャッシュレス決済対応

・利用可能ブランド:

クレジットカード(VISA、Mastercard、JCB、他)

電子マネー(交通系IC、QUICPay+、楽天Edy、WAON、nanaco)

コード決済(PayPay、楽天ペイ、d払い、Alipay、Wechat Pay他)

・詳細な設置箇所・受付時間は別紙をご参照ください。

②電子申請「やまなしくらしねっと」での納付

・インターネットで納付可能

・キャッシュレス決済対応(クレジットカード・PayPay・Pay-easy)

③納入通知書・納付書での納付

- ・金融機関での現金払い
- ・令和8年9月からは eL-QR やバーコードの印字が開始されます
- ・eL-QR に対応した全国の金融機関やコンビニでの納付が可能になる予定

3. 最終年度にあたってのお願い

- ・新規印刷は必要最低限のため、収入証紙の在庫に限りがございます。必要な場合はお早めに購入ください。

4. 詳細について

- ・詳細は出納局会計課ホームページをご確認ください。
<https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kai/syousihaishi.html>

○よくある質問(FAQ)

Q1.証紙はいつまで使えますか？

A1.令和8年3月31日まで経過措置として使用できます。令和8年4月1日以降は証紙での納付はできません。

Q2.未使用の証紙はどうすればいいですか？

A2.令和12年12月27日まで還付可能です(還付手数料控除あり)。還付手続きは県の窓口で行います。

Q3.証紙とPOSレジや電子申請を併用できますか？

A3.できません。1つの申請につき、納付方法は1種類のみです。

Q4.POSレジはどこで使えますか？

A4.県内21箇所で利用可能です。(例:県庁別館1階の出納局会計課、各合同庁舎、警察署など)※詳細は別紙または県ホームページをご確認ください。

Q5.電子申請「やまなしくらしねっと」はどんな決済方法に対応していますか？

A5.クレジットカード、PayPay、Pay-easyに対応しています。

Q6.旅行業登録更新手数料(17,000円)はどう納付すればいいですか？

A6.POSレジまたは電子申請で全額納付してください。証紙との分割納付はできません。

Q7.証紙の在庫が不足した場合は？

A7.最終年度は在庫が限られています。必要な場合はお早めに購入ください。

○お問い合わせ先

山梨県観光文化・スポーツ部観光政策グループ(電話:055-223-3776)